

○四日市市立幼稚園保育料減免措置要綱

平成14年6月20日

教委告示第9号

改正 平成16年5月31日教委告示第10号

平成17年2月4日教委告示第6号

平成18年5月31日教委告示第10号

平成19年5月29日教委告示第8号

平成19年10月26日教委告示第16号

平成20年5月27日教委告示第10号

平成21年6月23日教委告示第12号

平成22年6月17日教委告示第14号

平成26年6月12日教委告示第13号

平成27年3月25日教委告示第10号

四日市市立幼稚園保育料減免措置要綱（昭和48年四日市市教委告示第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例（昭和23年四日市市条例第50号）第1条第2項及び四日市市立幼稚園管理規則（平成13年四日市市教委規則第4号。以下「管理規則」という。）第16条第1項第2号及び第2項の規定に基づき、保育料の減免世帯の基準並びに減免の額及び方法について必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成19年教委告示16号〕）

（保育料減免措置対象者）

第2条 管理規則第16条第1項第2号に規定する減免措置対象者は本市に住所を有し、当該年度の申請日において幼稚園に幼児を在園させている保護者でその家庭状況が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯
- (2) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯
- (3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額（世帯構成中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合算額とする。次号において同じ。）が5千円以下となる世帯
- (4) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が5千円を超え1万円以

下となる世帯

- 2 前項各号の規定にかかわらず、小学校3年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第2子目以降となる園児

(一部改正〔平成19年教委告示16号・26年13号〕)

(減免対象者の認定)

第3条 減免対象者が保育料の減免措置を受けようとするときは、幼稚園保育料減免申請書(第1号様式)により四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請して認定を受けなければならない。

- 2 教育委員会は前項の認定をしたときは、減免対象者及び減免対象者の幼児が在籍する幼稚園の園長に、減免決定の通知をするものとする。

(減免資格の消滅)

第4条 前条の規定による認定を受けた者が第2条の規定に該当しなくなったときは、保育料の減免資格を失う。

(減免の額及び減免の方法)

第5条 管理規則第16条第1項第1号の規定に該当する場合及び第2条各号に該当する場合の保育料の減免の額及び方法については、別表1のとおりとする。

- 2 管理規則第16条第1項第3号に該当する場合の保育料の減免の額及び方法については、教育委員会で定めるものとする。

- 3 保育料を減免することのできる期間は、当該年度を超えないものとする。また、年度の途中で入園又は退園をした場合の減免額は、在園月数により月割計算した額とし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(一部改正〔平成19年教委告示16号〕)

(減免の特例)

第5条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず小学校6年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児は全額を減免する。

(追加〔平成22年教委告示14号〕、一部改正〔平成26年教委告示13号〕)

(減免額の返還)

第6条 偽りその他不正の手段により保育料の減免を受けたときは、教育委員会は当該減免済みの額をその者から返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成14年度分保育料から適用する。

(一部改正〔平成17年教委告示6号〕)

(楠町との合併に伴う経過措置)

2 楠町立幼稚園授業料徴収条例施行規則(昭和61年楠町規則第12号。以下「楠町の規則」という。)の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱に基づきなされたものとみなす。

(追加〔平成17年教委告示6号〕)

3 減免対象者が条例附則第2項の経過措置の適用対象となっている場合において、第6条の規定により算出した減免の額が、楠町の規則により算出した減免の額を下回る場合は、この要綱の規定にかかわらず、なお楠町の規則の例による

(追加〔平成17年教委告示6号〕)

附 則(平成16年5月31日教委告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成16年度分保育料から適用する。

附 則(平成17年2月4日教委告示第6号)

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則(平成18年5月31日教委告示第10号)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年5月29日教委告示第8号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年度分保育料から適用する。

附 則(平成19年10月26日教委告示第16号)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年5月27日教委告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年度分保育料から適用する。

附 則(平成21年6月23日教委告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度分保育料から適用する。

附 則(平成22年6月17日教委告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年度分保育料から適用する。

附 則(平成26年6月12日教委告示第13号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度分保育料から適用する。

附 則(平成27年3月 日教委告示第 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度分保育料から適用する。

(全部改正〔平成16年教委告示10号〕、一部改正〔平成18年教委告示10号・19年8号・20年10号・21年12号・22年14号・26年13号・27年 号〕)

階層区分	減免額		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護受給世帯 (管理規則第16条第1項第1号の規定に該当する者)	全額	全額	全額
<u>市民税所得割非課税世帯</u> ( <u>第2条第2号の規定に該当する者</u> ) <u>のうちひとり親世帯等、在宅障害者(児)のいる世帯</u> )	<u>全額</u>	<u>全額</u>	<u>全額</u>
市民税非課税世帯 (第2条第1号の規定に該当する者)	8カ月分	<u>10カ月分</u>	全額
市民税所得割非課税世帯 (第2条第2号の規定に該当する者)	<u>8カ月分</u>	<u>10カ月分</u>	全額
市民税所得割五千円以下世帯 (第2条第3号の規定に該当する者)	3カ月分	6カ月分	全額
市民税所得割一万円以下世帯 (第2条第4号の規定に該当する者)	1カ月分	6カ月分	全額
上記以外の世帯 (第2条第2項の規定に該当する者)	—	6カ月分	全額

※ 上記表の第1・2・3子とは幼稚園に就園している園児のことをいう。

但し、小学校1・2・3年生が世帯に属している場合は、その児童の最年長者を第1子目として数える。

※ 「ひとり親世帯等、在宅障害者（児）のいる世帯」は次の世帯とは、次の世帯とする。

（１）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

（２）次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

（３）児童の保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯。

第1号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

四日市市教育委員会 様

保育料の減免措置を受けたいので下記のとおり申請します。

保育料減免資格の審査を行うにあたり、園児の属する世帯の課税状況及び生活保護受給の有無について教育委員会が確認することを承諾します。

申請者(承諾者) 住所 \_\_\_\_\_

(フリガナ) ( )

名 前 \_\_\_\_\_ 印

幼稚園保育料減免申請書

四日市市立幼稚園則第14条ただし書及び四日市市立幼稚園保育料減免措置要綱第3条第1項の規定により保育料の減免を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

( )

1. 在園幼児の名前(フリガナ) \_\_\_\_\_

2. 在園幼稚園名 四日市市立 \_\_\_\_\_ 幼稚園

3. 在園幼児と申請者との続柄 \_\_\_\_\_

(添付書類) 保育料減免措置に関する調書

保育料等減免措置に関する調書

平成 年 月 日現在

在園幼児 フリガナ 名前 平成 年 月 日生 (満 歳 月)	在園幼稚園名 四日市市立 幼稚園	公立				
幼児の属する世帯の状況 (上記の在園幼児は記入不要)						
(フリガナ) 名前	小学1年生の場合は 小学校名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	市町村民税課税額	
					均等割額	所得割額
( )		年 月 日生 M・T S・H ( 歳)			円	円
( )		年 月 日生 M・T S・H ( 歳)			円	円
( )		年 月 日生 M・T S・H ( 歳)			円	円
( )		年 月 日生 M・T S・H ( 歳)			円	円
( )		年 月 日生 M・T S・H ( 歳)			円	円
( )		年 月 日生 M・T S・H ( 歳)			円	円
( )		年 月 日生 M・T S・H ( 歳)			円	円
在園幼児以外にも幼稚園児がいる場合に園児の名前と通園先の幼稚園名を記入してください。						
在園 幼児の 保護者	現住所				名前	
	平成 年1月1日 現在の住所	(現住所と違う場合)			印	

備考：「幼児の属する世帯の状況」欄には、在園幼児と生計を共にする方全員を記入してください。

：市町村民税課税額がわからない場合は未記入

幼稚園記入欄

平成 年 月 日
四日市市教育委員会 様
上記の者は、当幼稚園に平成 年 月 日に入園し、現在も在園していることを証明します。
_____ 幼稚園長 印

第 1 号様式（第 3 条関係）

（全部改正〔平成 1 8 年教委告示 1 0 号〕）